

暴追センターだより

No.80

令和2年(2020) 6月

発行所 (公財)北海道暴力追放センター 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁緑苑ビル庁舎
編集発行人 吉川 正也 電話(011)271-5982 FAX(011)271-5987

暴力団 みんなでなくす 地域の輪



撮影：元函館支局長 『五稜郭のさくら』

みんなの力で暴力団排除!!

暴追センターはあなたの勇気をサポートします

HPアドレス <http://h-botsui.or.jp>





着任のご挨拶

北海道警察本部 刑事部 組織犯罪対策局 捜査第四課長

本年3月27日付けで、捜査第四課長に着任いたしました板垣でございます。

北海道暴力追放センター並びに会員の皆様には、常日頃から暴力団排除活動はもとより、警察行政の各般にわたりまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

北海道暴力追放センターは、平成4年4月に設立され、それぞれの地域・職域における暴力追放運動推進協議会と連動して暴力団追放道民大会及び総決起集会等の広報、啓発活動をはじめ、事業者に対する不当要求防止責任者講習の実施や民事介入暴力対策、暴力団からの離脱者支援対策の推進、暴力追放相談の受理など、北海道における暴力団追放運動を主導的に推進し、広く道民の暴力団排除意識の高揚に寄与されておりますことに、深く敬意を表します。

さて、最近の暴力団情勢ではありますが、社会全体から暴力団排除の機運が高まりを見せているなか、構成員数は減少となっており、これは、各暴力追放運動推進協議会、北海道暴力追放センター、それに警察がスクラムを組んで取り組んでいる暴力団排除活動の効果の現れであると思っております。

一方、山口組の分裂による六代目山口組と神戸山口組の対立抗争事件は、昨年11月に札幌でも発生し、また、全国でも続発したことを受け、愛知や兵庫など6府県の公安委員会が今年1月に暴力団対策法に基づき両組を「特定抗争指定暴力団」に指定し、指定後の対立はやや落ち着いて見えますが、終結に向けた動きはなく、安全で安心な生活を脅かしております。

また、暴力団は「非合法的な金儲け集団」であり、従来からの伝統的資金源犯罪と言われる恐喝、賭博、薬物事犯に加え、水産資源であるナマコなどの密漁や振り込め詐欺等の特殊詐欺など様々な違法行為への関与が認められるほか、公共事業に参入して利殖を得ようとしたり、金融活動に入り込み資金の洗浄や利殖を図ろうとするなど、いたるところで暗躍しております。

そのような中、昨年は「暴力団排除特別強化地域」内の飲食店に対して北海道暴力追放センター及び民事介入暴力対策委員会と連携して正月用のしめ縄飾りを無償配布して暴力団の資金源の遮断と暴力団排除意識の高揚を図ったところであります。

警察は、暴力団の弱体化と壊滅に向けて、あらゆる法令を駆使して徹底した取締りを推進するとともに、暴力団排除活動の中核である北海道暴力追放センターをはじめ、各暴力追放運動推進協議会、民事介入暴力対策委員会と連携を図り、効果的な暴力団対策を実施して参りますので、更なる皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

終わりにになりますが、北海道暴力追放センターの益々のご発展、そして会員の皆様のご健勝とご多幸を心から祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

令和元年度 第2回定例理事会の開催

令和2年3月5日に「かでの2・7」で、令和元年度第2回定例理事会が開催され、以下の審議事項及び報告事項が承認されました。



○審議事項

- ・令和元年度 収支補正予算
- ・令和2年度 事業計画
- ・令和2年度 収支予算
- ・基本財産運用計画
- ・職員給与規程の改正
- ・職員の任免

○報告事項

- ・賛助会員の加入状況について
- ・各規程における元号表示の取扱いについて
- ・旅費の取扱いについて

令和2年度 事業計画の概要

▶ 広報啓発事業

- ・広報啓発活動の推進(資料・資材の活用)
- ・暴力追放運動の推進
- ・視聴覚広報資材の整備と貸出し
- ・暴力団追放道民大会・総決起集会の開催
- ・効果的な夏・冬暴追運動の実施

▶ 地域・職域支援事業

- ・地域暴追協への支援
施策に対する協力と支援金支給
啓発資材の斡旋提供
- ・職域暴追協組織への支援
研修会、講習・講演会等への積極的対応
啓発資材の斡旋提供
暴排組織結成時の支援

▶ 暴力相談事業

- ・相談事案に対する適切な対応
- ・効果的な常設相談の推進
- ・効果的な法律相談制度の運用
- ・暴力追放相談員の技能の研鑽
- ・関係機関との連携強化
- ・相談事業広報の推進

▶ 暴力団からの離脱・就労支援

- ・離脱、就労への積極的かつ適切な支援
- ・暴力団離脱者支援対策協議会活動の活性化
- ・就労可能先事業所の開拓

▶ 暴力団事務所使用差止請求事業

- ・使用差止請求事業制度の積極的運用
- ・暴力団事務所の現況の把握
- ・適切な受託手続と受託後の対応

▶ 講習(研修)事業

- ・不当要求防止責任者講習の効果的な実施
全道で28回 約2,650名を予定
- ・一般暴排講演の実施
地域・職域、企業等への積極的な講師派遣
- ・講習、講演資料の整備充実

▶ 被害者救済事業

- ・暴力団関係者からの犯罪被害者支援の推進
- ・暴排訴訟支援の推進
- ・地域暴追協及び関係機関との連携

▶ その他の事業

- ・調査研究
情報収集活動の活性化
情報提供の推進
各種アンケート調査の実施
- ・機関紙「暴追センターだより」による情報の発信
- ・ホームページの充実による情報提供
- ・適正な情報管理
- ・表彰
- ・賛助会員の募集

※詳しくはホームページをご覧ください。

受賞おめでとうございます

(公財) 北海道暴力追放センター会長表彰

～ 個人表彰20名・団体表彰3団体～



令和元年3月5日開催の理事会において、多年にわたる暴力追放運動功労者(団体)に対し、(公財)北海道暴力追放センター会長から表彰状と記念品が贈呈されました。

【個人表彰】

札幌市東地区暴力追放運動推進協議会	副会長
札幌市西地区暴力追放運動推進協議会	支部長
札幌市北区暴力追放運動推進協議会	副会長
札幌市白石地区暴力追放運動推進協議会	会長
厚別地区暴力追放運動推進協議会	推進委員
北広島市暴力追放運動推進協議会	理事
千歳市暴力追放運動推進協議会	理事
美瑛市暴力追放運動推進協議会	事務局長
砂川地区暴力追放運動推進協議会	会長
赤歌地区暴力追放運動推進協議会	副会長
函館中央地区暴力追放運動推進協議会	副会長
茅部地区暴力追放運動推進協議会	監査役
寿都地区暴力追放運動推進協議会	常任理事
枝幸町暴力追放運動推進協議会	副会長
稚内市暴力追放運動推進協議会	常任委員
池田地区暴力追放運動推進協議会	常任委員
新得地区暴力追放運動推進協議会	常任委員
新得地区暴力追放運動推進協議会	副会長
美幌町暴力追放運動推進協議会	副会長
美幌町暴力追放運動推進協議会	副会長

【団体表彰】

- ・ 網走地区暴力追放推進協議会／大空町交通安全防犯推進委員会
- ・ 余市地区暴力追放運動推進協議会
- ・ 砂川観光協会

～三ない運動+1～

暴力団を「利用しない」



全てを「金づるにする」それが暴力団の目的です

- 暴力団を利用したつもりが、脅の類までしぼられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手の顔、目、口と見ると、トコトン食らい付き離れません。

暴力団を「恐れない」



恐れは「買ったイメージから」恐れることは暴力団を助長させる

- 暴力団は怖いものではありません。目で睨めし、口を閉めて対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」と固く対決姿勢をもちます。

暴力団に「金を出さない」



金が「暴力団の元」暴力団を支援・容認することになる

- 暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自分の遊びや娯楽の活動資金を、常にかき回している方々のための集団です。

暴力団と「交際しない」



交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を握って近づいてくる

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

各 地 域 暴追協啓発 活 動 状 況

4/8 春の交通安全運動
「旗波作戦」に伴う街頭啓発
【旭川・稚内地区暴追協】



5/9 「令和元年春の地域安全運動」
出動式会場での街頭啓発
【札幌・札幌手稲暴追協】



5/19 「熊石あわびの里フェスティバル」会場での街頭啓発
【函館・八雲長万部地区暴追協】



7/6 「厚岸夏祭り」会場での
街頭啓発
【釧路・厚岸地区暴追協】



8/3 「2019消防フェスティバル」
会場での街頭啓発
【札幌・江別地区暴追協】



8/10 「2019とよころ夏まつり」
会場での街頭啓発
【釧路・池田地区暴追協】



8/25 「むら興しまつり」会場での
街頭啓発
【北見・興部地区暴追協】



9/20 「セーフティーコールおたる」
会場での街頭啓発
【札幌・小樽市暴追協】



10/5 「パークゴルフ大会」会場での
街頭啓発
【札幌・美唄地区暴追協】



10/5 「厚沢部大収穫感謝祭」会場
での街頭啓発
【函館・江差地区暴追協】



11/25 「道の駅」での街頭啓発
【釧路・広尾地区暴追協】



12/3 「すすきの地区」飲食店に対す
るしめ縄配布による暴排啓発
【警察・弁護士会・センター】



12/4 「さんろく街地区」飲食店に対
するしめ縄配布による暴排啓発
【警察・弁護士会・センター】



2/19 「ドカ雪まつり」会場での
街頭啓発
【札幌・岩見沢地区暴追協】



各地域暴追協において啓発活動等を実施した際の写真等あればセンターにご報告下さい。

クレーマー等の不当要求手口と業種別対応要領



苦情やクレームは、それが適切な内容や手法でなされる場合は、それに真摯に対応すべきことはいうまでもありません。事案によっては相手が時に感情的になったり、大声になったりすることもあります。その内容・手法が不当なものかどうかをよく見極めて、適切な対応をすることが重要です。善良な市民・顧客・権利者のクレームか、悪質クレーマー等によるものかを早期に見分けて対応することが必要であり、不当要求に応じることは、善良な市民・顧客・権利者に対する背信行為であることを認識することが大事です。

	クレーム時の言動	要求内容	対応要領
国・道・市町村等 行政機関	- 受付の態度が悪い - 取扱説明が悪い - 差別された - 書類が誤配されプライバシーが侵害された - 書類の遅配で損害を受けた - 書類の閲覧(交付・受理)を断る理由を言え - 入札で談合があった等	- 上司に会わせろ - 損害を賠償しろ - 機関紙(誌)を購読しろ - 申請書類を受理しろ - 書類を閲覧させろ - 生活保護費を出せ - 謝罪文を書け - 納税者の言うことを聞け - 下請け(物品契約)の仲介をしろ - 応じないと街宣をかける等	- 原則として不当要求防止責任者を中心に、複数人で対応する - 法令に従って毅然と対応する - 過失の有無の判断が難しいときは、即断しないで組織体として正規の手続きで判断する - 過失があった場合は、速やかに正規な手続きで是正する。ただし、状況によっては弁護士を介して法的に解決する - 過度な要求は拒否し、警察や暴追センターに相談する - 違法な強要(行為)は、警察に被害届を提出し、法的に措置する
飲食店・デリバリー等 (宅配等)	- 店員の態度が悪い。クビにしろ - 食べ物に異物が混入していた - 味が変だ。保健所に言う - 食あたりを起こした - 口の中を切った - 食中毒になり病院に行った - 注文したメニューが違う(違い) - 茶碗(食器)が汚れている等	- 謝罪文を書け - 店長が土下座して謝れ - 誠意を見せろ(現金・商品券を要求) - 俺から飲食代金を取るのか(ただ食いを要求) - 病院に行くのでタクシー代を出せ - 休業補償費を払え - 病院に行ったので治療費を払え等	- 必ず複数人で対応する - 他の客に影響ある場合は、ビデオカメラや録音装置のある別室で対応する - 過失の有無の判断が難しいときは、即断しないで弁護士等の専門家に相談し対応する - 店側に過失がない場合は毅然と要求を拒否する - 店側に過失があった場合は、誠意を持って社会的に妥当な範囲で対応する - 混入していたという異物等は、写真撮影するとともに預かって保管する 「病院へ行った」等のクレームは、診断書の有無や病状を聞く等した後に対応を決める - 過度な要求は拒否し、警察や暴追センターに相談する
小売販売店等	- 欠陥商品だ - 欠陥商品で怪我をした - 賞味期限が切れている - 注文した数、形態、内容が違っていている等	- 誠意を見せろ(現金・高価な商品等を要求) (保証期間が経過しているのに)新品と交換しろ - 謝罪文を書け - 怪我(腹痛)で病院へ行った。治療費を出せ - 欠陥商品を公表する - 修理では納得できない - 永久保証しろ - 応じなければ街宣をかける等	- 事実関係を調査する期間を要求する - 現物の有無、仕入れ先、レシート等を確認する - 同種のクレームの有無を確認する 「怪我をした」等のクレームは、診断書の有無や治療経過・治療状況等について確認する - 欠陥があった場合は、誠意を持って社会的に妥当な範囲で対応する。ただし、状況によっては弁護士を介して法的に解決する - 過度な要求は拒否し、警察や暴追センターに相談する
建設工事現場等	- 騒音がうるさくて健康を害した - 振動が激しくて不眠症になった - 工事で交通渋滞が起きている。責任をとれ - 現場近くを歩いたら服や靴が汚れた - 挨拶がない - 付近住民から苦情が出ているが、どう解決するのか等	- 誠意を見せろ - 下請け参入させろ - 自販機を置かせろ - 病院に行ったので治療費を出せ - 工事が終わるまでホテルに泊まる。宿泊代を出せ - 衣類を弁償しろ - 慰謝料を出せ - 近隣対策費を出せ - 要求に応じなければ、施主や監督官庁に行くぞ等	- 現場任せにしないで組織的な対応をする - クレームの内容を詳しく確認し、対応を決める。ただし、状況によっては、弁護士を介して法的に解決する - クレームの内容とその際の工事内容を写真等を利用して保存しておく - クレームで理由のないことを説明するときは、測定結果等客観的なデータを示すよう努力する - 現場だけの判断で、安易な解決を図らないように注意する - 場合によっては、施主や監督官庁も含めた協議によって対応を決定する - 過度な要求は拒否し、警察や暴追センターに相談する - 犯罪行為は、隠せず110番通報する
小荷物等 配達業	- 商品が破損(汚損)していた - 誤配でプライバシーが侵害された - 遅配され損害を受けた等	- 高価な商品だ。弁償しろ - 誠意を見せろ(過大な賠償金を要求) - 慰謝料を出せ等	- 会社の規定に従って対応する。ただし状況によっては、弁護士を介して法的に解決する - 過度な要求は拒否し、警察や暴追センターに相談する - 犯罪行為は、隠せず110番通報する
クリーニング・レンタル店	- シミが落ちていない - ボタン穴が大きくなった - クリーニングで毛玉が出来た - 衣類の色がはげた - アイロン禁止の生地にアイロンをかけた - レンタルビデオを使ったらビデオレコーダーが壊れた等	- 誠意を見せろ(現金・慰謝料の要求) - 今後クリーニング代をタダにしろ - 高価な商品だ。新品を弁償しろ - 詫言(謝罪文)を書け - 俺に恥をかかせておきながら代金を取るのか等	- 預かり時、貸し出し時のチェック表を確認する - クレーム箇所は、必ず確認し写真に残しておく - クリーニングのやり直しを伝える - 過失があった場合は、誠意を持って社会的に妥当な範囲で対応する。ただし、状況によっては弁護士を介して法的に解決する - 詫言などは書かない - 過度な要求は拒否し、警察や暴追センターに相談する - 犯罪行為は、隠せず110番通報する
ガソリンスタンド	- 洗車で傷がついた - 間違えて給油された - ガソリンがはねて背広が汚れた - ボンネット内に忘れた布が絡まり、エンジンの調子が悪くなった - 洗車が遅いから、義理かけに遅れた等	- 誠意を見せろ(現金・慰謝料) (過大な)損害を弁償しろ (高額の)修理代金を払え - 新車に買い換える - 無料で給油しろ - ガソリンスタンドを駐車場として使わせろ - 代車を出せ等	- 過去に洗車での苦情がない旨を説明する - 洗車機業者を立ち会わせ検証する - 車は預からないようにし、信頼できる修理業者を依頼して対応する - 誤給油等過失があった場合は、誠意を持って対応する。ただし、状況によっては弁護士を介して法的に解決する - 犯罪行為は、隠せず110番通報する
銀行・証券・保健	- なぜ取引を拒否するのか理由を言え - 何でこんなに待たせるんだ - 対応が悪い - 説明義務を果たしていない等	- 上司に会わせろ - 誠意を見せろ - 窓口をクビにしろ - 謝罪文を書け - 損失補填しろ - 監督官庁に告発する - 街宣をかける等	- 毅然とした対応で臨む - 過失があった場合は、速やかに正規な手続きで是正する - 状況によっては、弁護士を介して法的に解決する - 過度な要求は拒否し、警察や暴追センターに相談する - 犯罪行為は、隠せず110番通報する
個人情報 漏洩	- 漏洩事実を公表する - 漏洩事実を監督官庁に告発する - 情報を持っているので取引したい等	- 情報を買収し、出来ないのであれば情報を転売する - 内密に後始末してやる - プライバシーの侵害だ。裁判で損害賠償する - 応じなければ街宣をかける等	- 漏洩の事実を調査確認する - 把握した内容に応じて組織の方針を決定し対応する - 裏取引や隠蔽はしない - 犯罪性があれば速やかに警察に被害届を提出する - 過度な要求は拒否し、警察や暴追センターに相談する

悪質クレーマーの交渉術

悪質クレーマー等は「強引にクレームをつけすぎて、警察に捕まるな」を暗黙のルールにしています。

～センター職員(支局長・相談委員)からのご挨拶～

本年度は、函館支局長・本局相談委員がそれぞれ交替して新体制となりましたので、各支局長と本局相談委員からご挨拶申し上げます。

函館支局長



本年3月末で北海道警察を定年退職し、4月から暴力追放センター函館支局で勤務させて頂くことになりました。現職時代は主として窃盗犯や強行犯を担当していたものの、平成14年の七飯町における元暴力団被害の殺人事件、平成17年の函館市内における山口組系暴力団と住吉会系暴力団による対立抗争事件では実際に捜査した経験もあり、暴力団の強烈な組織性や常軌を逸した行動の怖さを目の当たりにしております。最近はやや沈静化しているものの、全国各地で発生した山口組の分裂・対立抗争がここ函館にも飛び火する可能性もあり、予断を許さない状況です。道南の皆様が安心して生活できるよう関係機関と連携しながら暴力団排除推進に取り組んで参りたいと思います。

旭川支局長



旭川支局に勤めまして、3年が過ぎました。この間、地域住民の皆様のお力添えを受け、業務を進めてくれたことに感謝し、お礼を申し上げます。平成28年に旭川市内では、指定暴力団山口組と分裂した神戸山口傘下組織による抗争事件が繰り返され、市民生活の安全と安心が脅かされる状態が続き、現在も予断を許さない情勢にあります。今後も地域暴追協議会、警察、行政を始め関係機関・団体、地域住民の皆様からのお力添えを得ながら連携を図り、住民の皆様が安全で安心して暮らせる環境を実現する一翼として、暴力団排除に取り組んでいきたいと考えておりますので宜しくお願い致します。

北見支局長



北見支局に勤務させて頂き、早4年が過ぎました。この間、地域・職域暴追協・関係機関・団体の皆様方のご協力を賜り、各種業務を推進できたことを深く感謝申し上げます。さて、管内での暴力団情勢は、昨年、一昨年と暴力団事務所が解散届を出し、管内には暴力団事務所がないことに成っておりますが、暴力団員が皆無に成った訳ではなく、暴力団の本質はいささかも変わってはおりません。暴力団は、いつも活動資金を得る為、あらゆる方法を駆使して活動していることを忘れてはならず、これまで以上に注意を怠らず、きめ細やかな情報の発信に努め、住民の皆様に寄り添いながら連携した暴排活動を展開して参りたいと考えておりますので今後とも宜しくお願い致します。

釧路支局長



令和2年の年明け、誰もが輝かしい一年になると確信していました。しかし、新型コロナウイルスが、わずか数ヶ月のうちに全世界に蔓延し、今や感染及び死者数はもとより経済的影響など未曾有の事態となっております。光明が見出せない中、国民の不安は増大するばかりで、いわゆるデマ情報にも簡単に騙されてしまうような状況となっております。そして、こうした世情において懸念されるのが反社会的勢力の台頭です。彼らは世の中が混沌とすればするほど、社会的機能が脆弱になればなるほど活動の場を広げるのです。釧路支局としましても、情勢を見極め住民の皆様が餌食にならないよう、また、困った時の拠り所となれるよう、決意新に邁進する所存です。

本局相談委員



本年3月末で北海道警察を定年退職し、このたび縁あって暴力追放センター本局で勤務させて頂くことになりました。現職当時は、そのほとんどを捜査部門で過ごしてきたことから反社組織の暴力性や組織性は、安全安心な社会生活を脅かす存在である事を十分承知しております。昨今の現状を見れば山口組分裂に伴い生来の凶暴性を露呈し、その裏では企業や市民に狙いを定めた潜在的で狡猾な非合法活動を資金源とするなど社会にとって看過できない存在となっており、より一層暴力団排除に取り組まなければならないと考えております。センターの職員として社会の一助となれるよう皆様のお力添えを頂きながら頑張っていきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。



(公財) 北海道暴力追放センター札幌本局では、札幌弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士のご協力を頂いて、暴力団、反社会的勢力等に関する法律相談を無料で受けています。

ひとりで悩まず、困ったら一度おたずねください。

相談日は毎月第1、第3水曜日

午後1時30分から午後2時30分までです。

相談を希望される方は、前もって札幌本局にお電話をお願いします。
住所、電話番号等は、表紙に掲載しておりますのでご確認ください。



令和2年度の不当要求防止責任者講習予定



不当要求防止責任者講習は新型コロナウイルス感染予防のため、受講者の安全を考慮し、開催を延期いたします。
なお、今後の開催は未定となっております。
公安委員会からの連絡があった場合には速やかにホームページでお知らせいたします。

▶ ホームページアドレス <http://h-botsui.or.jp>
メニューから『講習会スケジュール』を選択すると今後の予定を確認できます。

賛助会にご加入ください



当センターでは、暴力追放事業を推進するため「賛助会員制度」を設けています。企業・団体・個人の賛同を得て、多くの皆さんに多数ご加入をいただいております。皆様のご理解、ご支援をお願いします。

【会 費】 年会費 1 口 20,000 円 1 口以上

※ 賛助会費は、税法上の優遇措置が受けられます。

【会費の使途】 皆様から納入された会費は、すべて事業活動費に充当いたします。

【特典】 ・ 左記会員之章プレートの交付
・ 広報資料の無料配付
・ 暴排広報ビデオ等の無料貸出
・ 暴排講演依頼への対応
・ 不当要求事案発生時の支援・指導
・ 不当要求被害発生時の支援・指導

暴力団に関する問い合わせ・相談は

▶ (公財) 北海道暴力追放センター

【札幌本局】 告 発
相談電話 (011) 271-5982

【函館支局】 告 発
相談電話 (0138) 35-5982

【旭川支局】 告 発
相談電話 (0166) 26-5982

【釧路支局】 告 発
相談電話 (0154) 23-5982

【北見支局】 告 発
相談電話 (0157) 61-5982

▶ 北海道警察本部刑事部
組織犯罪対策局捜査第四課

◎ 暴 力 相 談 電 話 011-222-0200
◎ 暴力団離脱者相談電話 011-222-8930

組織的対応と早めの相談が早期解決へ!!